

平成 18 年度卒業論文

十和田市の中心市街地活性化に関する考察

北海道教育大学旭川校

生涯教育課程コミュニティ計画コース社会学ゼミ

学生番号 3432

戸来 丞

目次

はじめに

1	まちづくり三法	5
1 - 1	まちづくり三法制度	5
1 - 1 - 1	中心市街地活性化法	7
1 - 1 - 2	大店立地法	8
1 - 1 - 3	都市計画法	8
1 - 2	平成 18 年のまちづくり三法改正	9
1 - 2 - 1	中心市街地活性化法	10
1 - 2 - 2	都市計画法	10
2	十和田市の実状	12
2 - 1	十和田市の概要	12
2 - 1 - 1	位置・地勢	12
2 - 1 - 2	気候	12
2 - 1 - 3	歴史	13
2 - 1 - 4	人口	13
2 - 1 - 5	交通	13
2 - 2	中心市街地の歴史	14
2 - 2 - 1	十和田の中心市街地の現状	21
2 - 3	十和田市における中心市街地活性化	21
2 - 3 - 1	最近行われたソフト事業	22
2 - 3 - 2	ハード事業	25
2 - 4	まとめ	26
3	他地域の取り組み	27
3 - 1	青森県青森市	27
3 - 1 - 1	パサージュ構想	29
3 - 1 - 2	駅前再開発事業	30
3 - 1 - 3	中心市街地の取り組み	31
3 - 2	岐阜県大垣市	31
3 - 2 - 1	マイスター倶楽部の誕生	31
3 - 2 - 2	学生の地域社会への参加	32
3 - 2 - 3	大学と地域の協働条件	34

3 - 3	小括	3 5
4	十和田市における課題	3 6
4 - 1	野外芸術文化ゾーン	3 6
4 - 2	パサージュ構想	3 7
4 - 3	大学、学校との連携	3 8
4 - 4	課題	3 8

謝辞

参考文献・参考 HP

はじめに

今回、私が中心市街地の活性化について取り上げることになったのは、休みなどで帰省したときに、実家のある十和田市の中心市街地を見て、愕然としたのがきっかけである。その理由は、商店街はシャッターが閉まっている店舗が多く、人通りもまばらで、全く活気がなかったように感じたからである。私がまだ小さかったときは、人も歩いていて、店舗も多く、少なくとも今よりは活気があったように感じられた。そして私自身、商店街の核店舗である亀屋にはよく遊びに行ったものだった。そこで、このように至るまでの原因を探り、どうしたら中心市街地の衰退に歯止めがかけられるのか研究することに決めた。

第1章では、まちづくり三法の制度、平成18年に行われた改正について述べる。第2章では、十和田市の概要、中心市街地の歴史、十和田市が行っている中心市街地活性化について述べる。第3章は、中心市街地の活性化において、成功例として挙げられる青森県青森市や岐阜県大垣市の取り組みについて述べる。第4章は、十和田市における課題を、成功例をもとに、私なりに考え提示したい。

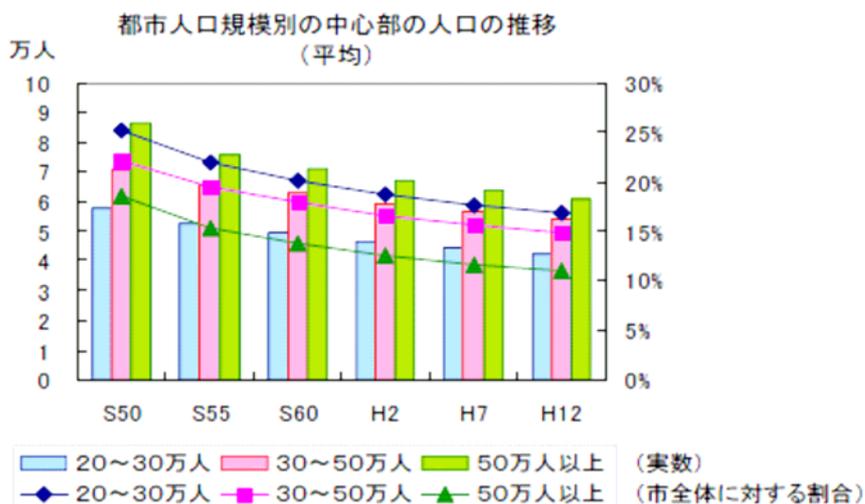
1 まちづくり三法

1 - 1 まちづくり三法制度

近年、中心市街地は図1, 2, 3からもわかるように人口、事業所数、商業販売額は減少し、空き店舗が増加するなど衰退の傾向が目立っている。図2を見ると、平成3年頃までは事業所数は減少の度合いが小さかったが、それを過ぎると現象の度合いが大きくなってきているのがわかる。図3からは、販売額は、バブル景気時の平成3年頃に頂点を迎え、その後は減り続けている。しかし、市全体に対する割合は、昭和54年から一様に減少している。そして、衰退の理由は、モータリゼーション、公共公益施設や大型店の郊外立地、ライフスタイルの変化が進んだためといわれている。

まちづくり三法ができるまでは「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」(昭和48年法律第109号。以下「大店法」という)により、大規模な集客が予想される大型店の出店に際して、既存の中小店を保護するため、店舗の規模や閉店時間等の調整が行われていた。しかし、近年の中心市街地の衰退状況から、出店するのが中心市街地か郊外かという立地場所も焦点となってきた上、規制緩和や地方分権の流れもあり、平成9年、大店法の廃止が決定された。そして平成10年、大店法の出店調整にとどまらない総合的な観点から、関連法を一体的に推進し、地域の実情にあったまちづくりを行うことを目的として制定(都市計画法は改正)されたのがまちづくり三法である。

図1 都市人口規模別の中心部の人口推移

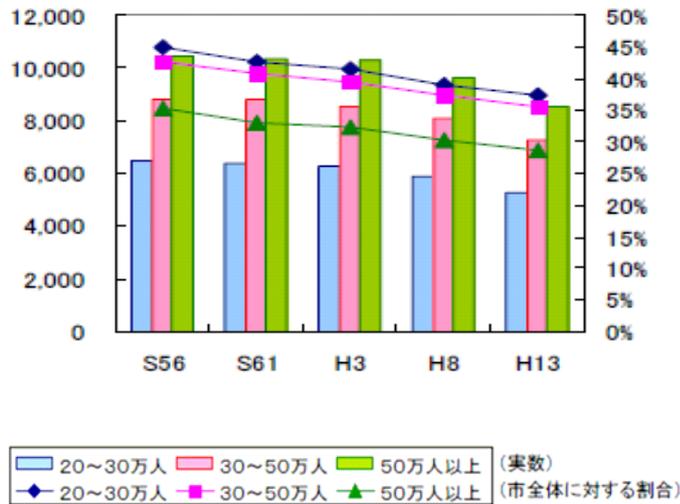


※三大都市圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)以外の地域における人口20万人以上の都市(政令指定都市を除く)を対象として国勢調査を集計。

出典：国土交通省社会資本整備審議会答申 補足説明

図2 都市人口規模別の中心部の事業所数の推移

都市人口規模別の中心部の事業所数の推移
(平均)

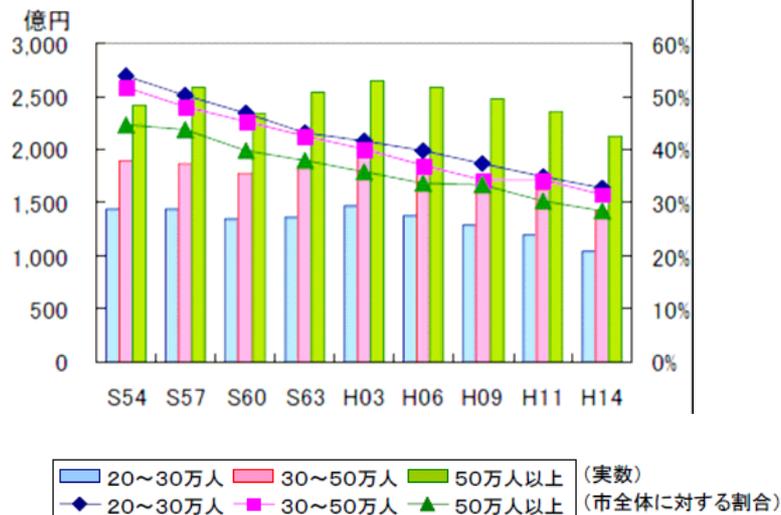


※三大都市圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)以外の地域における人口20万人以上の都市(政令指定都市を除く)を対象として事業所・企業統計調査を集計。

出典：国土交通省社会資本整備審議会答申 補足説明

図3 都市人口規模別の中心部の販売額の推移

都市人口規模別の中心部の販売額の推移
(平均)



※三大都市圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)以外の地域における人口20万人以上の都市(政令指定都市を除く)を対象として商業統計調査を集計。
※過年度の販売額データについては、平成14年度の消費者物価指数を100として補正。

出典：国土交通省社会資本整備審議会答申 補足説明

平成10年に成立したまちづくり三法は、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」(平成10年法律第92号)、「大規模小売店舗立地法」(平成10年法律第91号)、「都市計画法」(昭和43年法律第100号、平成18

年一部改正)である。その仕組みは以下のとおりである。

1 - 1 - 1 中心市街地活性化法

市町村は、国が公表する中心市街地の活性化を図るための基本的な方針に基づき、活性化策の対象となる地域や方針、市街地の整備や商業振興等の事業についての基本的な事項を記した中心市街地活性化基本計画を策定し、国へ提出する。基本計画に定められた活性化策のうち、市街地の整備に関する事業は主に市町村が行い、商業振興等の活性化事業については、TMO等が推進する。TMOとはTown Management Organizationの略称で、まちづくりを管理、運営する機関で、様々な主体が参加するまちの運営を横断的、総合的に調整し、プロデュースしようとするものである。TMO等による商業等の活性化事業は、基本計画に基づき、TMOになろうとする組織¹が、事業の基本的な内容を含む中小小売商業高度化事業構想(TMO構想という)を策定することから始まる。TMO構想が市町村に認定されると、その組織は法定TMOとなる。TMO構想に盛り込まれた個別事業については、事業の実施主体となるTMOや商店街振興組合等が、具体的な内容・必要資金額等を中小小売商業高度化事業計画(TMO計画という)に定める。これが経済産業大臣に認定されると、国から、より手厚い補助金等の支援を受けて事業を実施できる。なお、TMO計画に基づいて行われるのは、一般に、比較的大規模な事業等であり、その他の中心市街地活性化関連事業も実施される。

しかし、TMOは様々な問題を有している。例えば、市町村が基本計画の策定を行うのみで、その後のフォローが不足している点の他、人件費の不足等から専任の運営スタッフを置けないTMOが多く、事業を推進するにあたってのリーダー的存在、専門的な人材も不足している上に、資金面でも充分ではない。TMO自体の運営や活性化事業の実施に要する費用は、行政の補助や事業の収益等でまかなわれるが、資金が不足し経営基盤が安定しない場合が多い。

また、TMOの母体となっているのは、商工会議所が約7割、第三セクターが約3割といわれる。商工会議所型のTMOは既存の組織が母体であるため、運営経費等は抑えられるが、組織の性格上、事業を主体的に進められず企画・調整の役割にとどまる、合意形成が難しく意思決定に手間取る等のデメリットがある。逆に、第三セクター型のTMOは、主にTMO事業を行うために設立されており、収益事業の主体となることができる、意思決定が早い等のメリットがある一方、経営基盤が弱いことなどの問題がある。

さらに、活性化事業に関わるTMO、商工会・商工会議所、商業者、行政等、各主体の連携・協力体制が確立していない点も指摘されている。また、商業者や地権者、住民等の中心市街地活性化への意識が低かったり、考え方が統一されていないため、活性化事業等への合意形成や積極的な参加が得られにくいという問題もある。

¹ 中心市街地活性化法で定める、TMOになることが可能な組織は、商工会・商工会議所、第三セクター特定会社・財団法人、社団法人、NPO法人だけである。

1 - 1 - 2 大店立地法

店舗面積が1,000 m²を超える大型店の立地に関して、国は、周辺地域の環境保持への配慮を求め、駐車場の整備や渋滞、騒音、廃棄物等に関する指針を定めている。出店や増設を計画する事業者は、都道府県等に届出を行い、国の指針に基づく審査を受ける。都道府県は、市町村や地域住民等の意見も踏まえて、改善が必要な場合は意見を表明し、それでも有効な改善策が提示されない場合には、改善の勧告を行う。なお、大型店側が勧告に従わない場合でも罰則等はない。

問題として、大店立地法は、大型店に対し周辺地域の環境への配慮を求める社会的な規制であり、大型店が及ぼす広域的影響や、商業施設が住民生活に必要なインフラであるという経済的側面については考慮されていない。また、同法に沿って出店する場合、郊外の方が、配慮を要する周辺住民等が少なく、地価が低いいため駐車場整備費用等が抑制できるなど、コストがかからない。同法の影響の一つとして、この点が郊外出店を促進したともいわれている。

1 - 1 - 3 都市計画法

都市計画法は、都市部において、地域ごとに土地利用の用途等を定めておくことにより、計画的な開発・整備を促すことを主旨とし、具体的には、まず、都道府県が、都市計画の対象となる都市計画区域を定め、優先的に開発を進める「市街化区域」と開発を抑制する「市街化調整区域」に区域区分（線引き）する。ただし、大都市圏等以外では、線引きをしないことも可能であり、そのような都市計画区域は「非線引き都市計画区域」と呼ばれる。「市街化区域」の全域と、「非線引き都市計画区域」の任意の場所には、市町村が用途地域を設定することにより、住居・商業・工業等の土地利用の大枠が定められる。用途地域においては、設置可能な建築物の用途が制限されるが、これを補うものとして、市町村は、特定の目的のため独自に用途の制限を行う「特別用途地区」を用途地域内に設定できる。

また、平成10年の都市計画法改正は、従来限定されていた特別用途地区の種類を、地域の実情に即して柔軟に定められるようにしたことが特徴である。これにより地方の事情に応じた大型店の立地調整等が行われることが期待された。

さらに、平成12年には、郊外部における大型店出店等の開発を抑制する方向での再改正があった。具体的には、都市計画区域外においても用途地域の設定を可能にする、「準都市計画区域」制度が導入された。また、「非線引き都市計画区域」のうち、用途地域の定められていない地域（「非線引き白地地域」）や、準都市計画区域内で用途地域の設定のない地域においても、特別用途地区と同様に大型店の規制を可能にする、「特定用途制限地域」の新設も行われた。

1 - 2 平成 18 年のまちづくり三法改正

しかし、まちづくり三法の効果はほとんど現れなかった。総務省の調査²では、まちづくり三法制定前後の中心市街地の状況を比較すると、人口・商店数・販売額等が低下していることや、調査対象となった市町の半数以上が中心市街地の活性化がなされていないとの認識を示したことから、活性化が図られている市町は少ないと結論付けている。また、日本商工会議所による調査³では、中・長期的にみた中心市街地の方向性として、衰退又は変化なしとの回答が70%近くを占めた。なお、特に中心市街地に限定したものではないが、全国の商店街を対象とした中小企業庁⁴の調査では、96.6%の商店街が停滞又は衰退していると回答している。衰退の原因としては、従来、大型店との競合等の影響が多く挙げられてきたが、近年は、後継者難や個別の店舗の魅力不足等、商店街自体の問題を指摘する答えが増加している。

次に中心市街地の活性化策においては、会計検査院の決算検査報告⁵によると、TMOによる中心市街地活性化策について、事業の実施体制、実施状況、効果測定の全ての点において不十分であり、効果が上がっていると測定されたケースも少数であること等が指摘されている。また、前述の日本商工会議所の調査では、中心市街地の活性化への取り組みが進んでいるかについて、「どちらともいえない」「後退している」との回答が合わせて70%に上る。

現状のまま中心市街地が衰退し、市街地の機能が郊外へ拡散していくと、少子高齢化により人口が減少に転じる中で、地方財政が都市のインフラ維持のためのコストに耐えられなくなり、高齢化や治安の悪化等によりコミュニティが荒廃するといったおそれもある。こうした危機感から、近年、市街地の郊外への拡散を抑制し、まちの機能を中心市街地に集中させるコンパクトシティの考え方が提唱されている。以上のような背景から国土交通省と経済産業省を中心として、まちづくり三法の見直しがされてきた。そして平成18年にまちづくり三法は改正されることとなった。

三法の目的はそれぞれ以下の通りである。

空洞化の進行している中心市街地の活性化を図るため、地域の創意工夫を活かしつつ、「市街地の整備改善」、「商業等活性化」を柱とする総合的・一体的な対策を関係省庁、地方公共団体、民間事業者等が連携して推進することにより、地域の振興と秩序ある整備を図り、我が国の国民生活の向上と国民経済の発展を図ること。

大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされる

² 総務省『中心市街地の活性化に関する行政評価・監視』（報道資料）

³ 日本商工会議所『「平成16年度まちづくり問題に関するアンケート調査」集計結果』

⁴ 中小企業庁『平成15年度商店街実態調査の概要』

⁵ 会計検査院「タウンマネジメント機関（TMO）による中心市街地の商業活性化対策について」『平成15年度決算検査報告の概要』

ことを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与すること。

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与すること。

改正の具体的内容は以下のとおりである。

1 - 2 - 1 中心市街地活性化法

今までの法律では、公共公益機能、業務機能、商業機能等の多様な都市機能の集積促進策や街の活力の源泉である居住人口の増加推進策が必ずしも十分でなく、また、やる気のある市町村の計画を国が重点的に支援する仕組みや、地域の発意による自主的な取組を促す仕組みが整備されていないといった限界があったために改正された。

改正の主な内容は、第一に以前の「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」から「中心市街地の活性化に関する法律」へと題名の変更が挙げられる。

第二に、基本理念、責務規定の創設である。中心市街地の活性化のための基本理念として、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある市街地の形成、地域の関係者の取組及び国の支援の在り方について規定する。また、国、地方公共団体及び事業者の中心市街地活性化のための責務規定を創設する。

第三に、国による選択と集中の強化である。内閣に中心市街地活性化本部を設置し、内閣総理大臣による基本計画の認定制度を創設し、これによって、多様な都市機能の増進と商業等の活性化に意欲的に取り組む市町村を「選択と集中」により重点的に支援することができる。

第四に、民間主導による多様な主体の参画である。商工会議所やその他の多様な民間主体等により組織される中心市街地活性化協議会を法制化し、市町村が基本計画を作成する際に意見を述べる手続を設け、基本計画に民意を反映させることができる。

第五に、支援措置の大幅な拡充である。認定を受けた基本計画に基づいて行われる事業に対する支援措置として、従前の中小企業信用保険法の特例等に加え、新設又は拡充を行う。

第六に、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の廃止である。商業の活性化に対する支援措置を中心市街地に集中的に講ずるとの観点から、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法を廃止する。

1 - 2 - 2 都市計画法

都市計画法の改正は、大規模集客施設の立地調整の仕組みを適正化し、郊外への都市機能の拡散を抑制するものである。この場合の大規模集客施設とは、延べ床面積が10,000㎡

を超える施設を指し、店舗以外にも、飲食店、劇場、映画館、展示場等が含まれる。

改正の主な内容は、第一に立地規制の厳格化である。用途地域による規制を厳格化し、大規模集客施設は、原則、商業地域⁶、近隣商業地域⁷、準工業地域⁸にのみ立地可能とする。さらに準工業地域については、地方都市においては原則として特別用途地区を指定し、大規模集客施設の立地を抑制することとする。市街化調整区域内の開発許可制度を見直し、前法の、一定の条件を満たす大規模開発を例外的に許可する規定を廃止する。非線引き白地地域や、準都市計画区域内で用途地域が定められていない地域においても、原則、大規模集客施設が立地できないよう規制する。

第二に、広域調整の仕組みの整備である。都道府県が広域的な視点から望ましい立地を調整できるような仕組みを整備する。市町村が用途地域の変更等を行う場合には、都道府県知事の同意が必要となるが、その際、関係する他の市町村の意見を求めることを可能とする。また、準都市計画区域の指定権者を、現行の市町村から、広域的視点で指定が行える都道府県に改める。

第三に、公共公益施設の中心市街地への誘導である。前法では都道府県の開発許可が必要ない、学校・病院等の公共公益施設の建築を目的とする開発についても、開発許可制度を見直し、許可の対象とする。

図4 都市計画法改正の概要

現 行(店舗)		改 正 後		
用途地域	50m超不可	第一種低層住居専用地域	同左	
	150m超不可	第二種低層住居専用地域		
	500m超不可	第一種中高層住居専用地域		
	1,500m超不可	第二種中高層住居専用地域		
	3,000m超不可	第一種住居地域		
	制限なし	用途地域の変更又は地区計画(再開発等促進区)決定が必要	第二種住居地域	大規模集客施設については、用途地域の変更又は用途を緩和する地区計画決定により立地可能
			準住居地域	
			工業地域	
			近隣商業地域	
			商業地域	
原則不可 ただし、計画的な大規模開発は許可 (病院、福祉施設、学校等は開発許可不要)	用途地域の変更又は地区計画(再開発等促進区)決定が必要	準工業地域	制限なし ※	
		工業専用地域		
制限なし	市街化調整区域	大規模開発も含め、原則不可地区計画を定めた場合、適合するものは許可(病院、福祉施設、学校等も開発許可を必要とする。)	用途地域	
制限なし	非線引き都市計画区域 準都市計画区域の 白地地域	大規模集客施設については、用途地域の指定により立地可能。また、非線引き都市計画区域では、用途を緩和する地区計画決定でも立地可能		

大規模集客施設：床面積1万㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等。
 ※ 準工業地域では、特別用途地区を活用。特に地方都市においては、これを中活法の基本計画の国による認定の条件とすることを基本方針で明記。

出典：経済産業省 「都市計画法の改正の概要」

⁶ 主として商業その他の業務の利便を増進するために定める地域。敷地の高度利用が認められるが、防災的な構造および設備が課される。

⁷ 近隣の住宅地の住民に日用品などの販売を行うことを主な目的にした商業施設、そのほかの業務の利便を増すために定められた地域で、マンション、商業・オフィスビルなどが混在している。

⁸ 火災や公害発生など、危険や環境悪化のおそれの少ない工業の利便を図る地域。住宅や学校、病院その他生活利便施設も建築できる。

2 十和田市の実状

2 - 1 十和田市の概要

2 - 1 - 1 位置・地勢

十和田市は、青森県東南の内陸部に位置し面積は約689km²である。市の北西部は八甲田山の山麓である。青森市との境には、乗鞍岳などの南八甲田連峰がそびえ、青森市側の田代平から続く牧場が広がっている。谷地・猿倉・鳶・焼山といった温泉が点在する。市の南西部も山地であり、主なものはカルデラ湖である十和田湖、その外輪山である御鼻部山や十和田山である。十和田湖からの水に八甲田山麓などからの水を合わせ奥入瀬川が形成されており、特に湖岸の子ノ口から焼山までは奥入瀬溪流として有名である。市の中部から東部、さらに隣の六戸町へと平坦な三本木原が広がる。三本木原は、奥入瀬川が流した土砂や八甲田山からの火山灰が積もって作られた洪積平野である。奥入瀬川は三本木原の南縁をさらに削って東へ流れており、三本木原へ上水するために新渡戸傳が開いたのが、人口河川である稲生川である。

また、十和田市の半径20km内外に24万人都市八戸市と4万人都市三沢市があり、特に八戸市は十和田市の商圈拡大のうえで大きな対抗都市となっている。

図5 十和田市の位置



出典：十和田市 HP

2 - 1 - 2 気候

気温は冷涼である。気象庁によると、1979～2000年の平均値で、年平均気温9.4℃、最も寒い1月が-2.0℃、最も暑い8月が21.8℃である。北海道ほど寒くはないが、稲作が容易でない気温でもある。

降雨は、夏に多く冬に少ない。気象庁によると、1979～2000年の平均値で、年降水量961.3mm、降水量の最も少ない1月が28.5mm、最も多い9月が164.3mmである。

八甲田山の東に位置するため、雪はやや少ない。それでも2月には50cm程度の積雪になる。八甲田山から吹きつける寒冷な北西風は、八甲田おろしと呼ばれる。5月・6月には晴天が続くが、土ぼこり混じりの強風が西から吹くことがある。新渡戸傳が開拓にあたり防風林を設けたのも、西からの強風を防ぐためという。また、数年から十数年に一度は、7月・

8月に偏東風（やませ）がゆるゆると流れる年がある。そういう年は、蒸し暑く感じる日もカラッと晴れる日も稀で、薄暗い曇り空の日々が続き、しとしとと雨の降る日が偶にあり、米の収穫量はめっきり減る。

2 - 1 - 3 歴史

もともと十和田市のあたりは三本木原と呼ばれる荒蕪の台地で、台地周辺に寒村が点在していた。安政2年（1855年）の時に新渡戸稲造の祖父の新渡戸傳を中心に奥入瀬川から水を引く計画に着手し、安政6年（1859年）稲生川として完成して開拓の基礎ができた。明治18年に陸軍が軍馬局出張所を設置（明治29年に軍馬補充部三本木支部と改称）したことから、馬産が栄えた。昭和24年から普及段階に移された稲の品種「藤坂5号」は冷害に強く、やませが吹いて夏が冷涼なこの地域で急速に広まり、現在のような穀倉地帯になった。1955年2月に三本木町、大深内村、藤坂村が合併して三本木市が誕生した。同年3月には四和村も三本木市に合併した。翌1956年10月に十和田湖に因んで十和田市と名称を変更した。2005年1月1日に隣の上北郡十和田湖町と新設合併して、新しい十和田市になった。

2 - 1 - 4 人口

人口7万人弱の半数以上は都市部に住む。都市部は、三本木原に東西2km程南北2km程の大きさで展開している。その他の人口は、奥入瀬川の川沿いや三本木原に点在する集落に住む。人口、世帯の値は、平成17年以前も旧十和田市と旧十和田湖町の合算値である。

図6 十和田市の人口推移



出典：国勢調査をもとに作成

2 - 1 - 5 交通

市内を国道4号（一部は十和田バイパスになっている）が南北に走り、国道45号（十和田～八戸～宮古～仙台）、国道102号（弘前市～黒石市～十和田市）が東西に延びている。他にも国道103号、国道394号が通っている。さらに市内は、道路で格子状に区画されている。新渡戸傳の子、十次郎が安政年間に計画したものと言われている。

高規格幹線道路は、みちのく有料道路、第二みちのく有料道路があり、将来これらが接続して八戸市から青森市に至る広域道路軸が形成される。

鉄道は十和田観光電鉄が十和田市と三沢市を結び、東北本線に連絡している。

空路では三沢市に三沢空港があり、東京(日4便)、大阪と札幌(日1便)が就航している。

また、市街地中心部を国道や幹線道路が縦横に貫通している形となっており、県南内陸部の交通の要衝である。このことは内陸型工業の立地、農産物物流などの上で利点が大きく、長く十和田市及び中心市街地商業の発展の基礎となってきた。しかし、近年のモータリゼーションの進展、生活行動の広域化の中では、他地域の影響を受けやすく、ストロー効果⁹が発生しやすい都市形状となっている。

2 - 2 中心市街地の歴史

現在の市中心部に人々が暮らし始めるようになったのは江戸時代の終わりごろと、その歴史は比較的新しい。十和田市が後に県南内陸部の中核都市として発展を遂げる基盤は、幕末に南部盛岡藩士・新渡戸傳、その子十次郎、孫七郎によって始められた三本木原開拓によって作られた。

万延元年(1860)ころからは十次郎が中心となり本格的に新町の建設が始められた。奥州街道沿いの新町「稲生町」は商業地域とし、表通りはすべて二階建てで小店(=アーケード)を設けさせた。街区は東西南北十二町四方、碁盤目状の都市計画にしたがって整備し、縦横に用水路を配置して防火、衛生に意をくばった。また民心安定のため稲荷神社、澄月寺、理念寺を建立し新しい産業の開発にも力をいれ瀬戸物生産、養蚕、製革業などを試み、馬市を開設した。後にこの馬市が盛んになり、ついには名馬の産地として明治17年(1884)軍馬補充部三本木支部の前身である軍馬育成所が開設された。

大正11年(1922)には国鉄三沢駅と三本木町(十和田市)を結ぶ十和田鉄道が開通、県南においては交通、経済、文化の中心をなし、次第に人口も増えて上十三地域の中心都市となっていくた。

戦後、軍馬補充部三本木支部解散により軍用地が解放され、広大な土地を利用して都市計画事業が行われた。都市計画は幕末に新渡戸十次郎が立てた計画を踏襲し、官庁街通りなどが整備され、「田園産業都市」「文化学園都市」十和田市の整然とした町が形成されていった。同時に商工業者も急増し、何か中心になる機関を求める声が高まっていった。そして、昭和23年(1948)社団法人三本木商工会議所が設立された。

昭和39年(1964)から昭和46年(1971)までの間に、商店街の近代化を目的に、中心商店街である国道4号沿いの一丁目から八丁目までアーケードがかけられた。これらの完成後は1kmを超える長さで東北最長のアーケードとして、客足の誘引に大きく貢献した。また商店街活性化のため売り出し等のイベントとして歌謡ショーやプロレス、大相撲の興

⁹ 幹線交通基盤(航空路、高速道路、道路等)が整備されたときなど、それによって地域発展効果が生まれるのではなく、逆に、ストローで吸いあげられるように人口が流出するなど、幹線交通の起点である大都市圏、中核都市などに効果が集中し、地域では逆効果が生じること。

業も行われていた。しかし、アーケードのすべてが完成に近づくころになると、八戸市の急速な発展と中央資本による大型店舗の続出により、買回り品の八戸市への流出が目立つようになった。

図7 三丁目アーケード完成



出典：『新たなる未来への出発』

図8 六丁目アーケード完成



出典：『新たなる未来への出発』

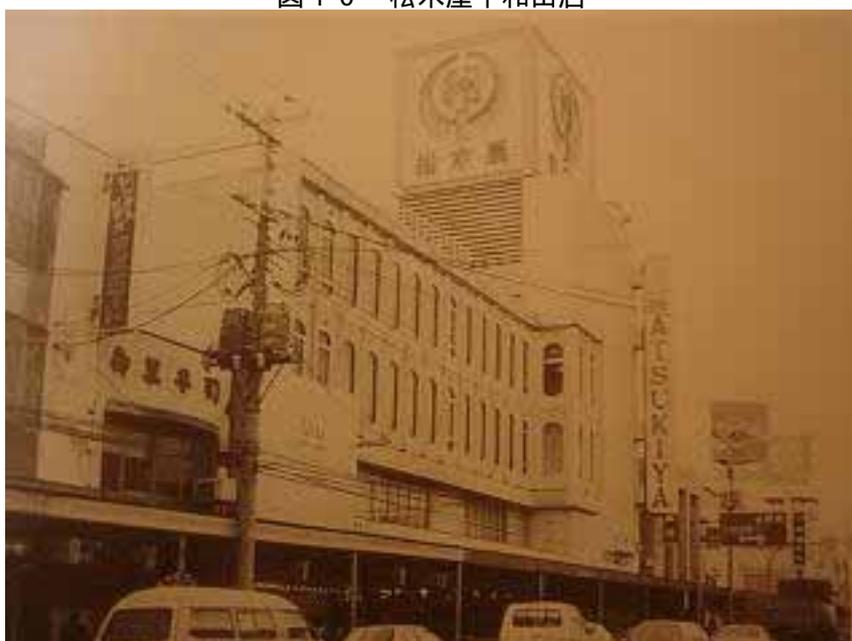
さらに昭和 47 年（1972）には大型資本の亀屋みなみチェーン（デパート）、電功堂（電化製品）、キノシタ十和田店（家具）等の他市の大型店、専門店が進出してきた。翌年、松木屋十和田店（デパート）も進出。そのオープン時の人・人の長蛇の列は、一般小売業の商店主の度肝を抜くもので、食料品関係でもスーパー、ストア型の店が多くなった。

図 9 亀屋みなみチェーン



出典：『新たなる未来への出発』

図 10 松木屋十和田店



出典：『新たなる未来への出発』

昭和 50 年代半ば、十和田市に第二の波が襲いかかる。ユニバース十和田東 1 番町店（スーパー）とショッピングセンターすぎもと（デパート）に加え、昭和 56 年 2 月から 4 月にかけて 4 大型店の新增設計画が表明され、十和田市商業界に大きな衝撃が走った。

十和田観光電鉄ターミナルビル（デパート）の店舗面積 19,158 m²新設計画表明を皮切りに、次いでジャスコを核とした十和田ショッピングプラザが 20,101 m²の新設計画を、そしてこれを迎えうつかのように既存大型店の亀屋ショッピングセンター十和田店 3,252 m²、十和田松木屋から 6,686 m²の増床計画が相次いで表明された。これらの 4 大型店の新增設による年間売り上げ見込み額は約 260 億円と試算され、これに対して直近の十和田市小売年間販売額は 213 億円という状況から、十和田市の小売商店はこのままでいくとほとんどが壊滅するのではという危惧が小売商業者に広まった。大型店の進出ラッシュに市内中心商店街等主要商店街の商業者は十和田市小売商業活動協議会を組織し、対抗処置として、出店を凍結すべく立ち上がった。昭和 56 年 5 月 19 日、商店街は一斉閉店し総決起大会を開催し、進出する大型店への反対運動が行われた。

図 1 1 商店街の一斉閉店



出典：『新たなる未来への出発』

図12 総決起大会



出典：『新たなる未来への出発』

小売業者による一斉閉店と総決起大会について、当時の消費者の受け止め方もさまざまであり、販売側と消費者にギャップがあった。このような状況下にあった十和田市の商店街関係者も単に反対・凍結のみではなく、十年先を目標として長期的視点に立ち、「魅力ある商店街・街づくり」計画の策定を求める声も高まっていった。そして7月9日、商工会議所常議員・市議会議員懇談会において小売商業に関する長期計画策定の必要性が了承され、昭和57年度策定実施に向けて関係方面に働きかけることとなった。この計画づくりは、消費生活の多様化高度化・店舗の大型化・モータリゼーションの進展による商圈等、商業をめぐる内外環境の著しい変化を背景として、地域住民の日常生活に直結する商業がいかにして地域の特色をいかしつつ時代の要請にこたえ、地域社会の発展の中核となっていくかが大きな課題となっている。翌、昭和57年、予定通り十和田市商業近代化地域計画が中期計画・長期計画に分けられ策定された。

そして、昭和60年(1985)にはジャスコが出店を断念し、翌61年(1986)すぎもともショッピングセンター建設を断念した。しかし平成2年(1990)下田町(十和田市から車で25分ほど)にジャスコを核としたショッピングセンターの建設計画が持ち上がり、都市間競争は激化した。

平成5年(1993)には既設アーケードの解体やストリートファニチャー・緑化施設など商店街環境整備としての共同施設事業が実施され、魅力ある商店街づくりのための中心商店街の近代化事業が始まった。平成6年から8年にかけて新たなアーケードの新設工事や、

歩道のカラー舗装、キャブシステム¹⁰や電柱の裏移設などが行われ、街の顔としての中心商店街の景観整備が完成した。しかし、平成 7 年（1995）には下田町にジャスコを核店舗とする当時東北最大規模の下田ジャスコショッピングセンターがオープンした。このショッピングセンターが現在でも十和田市にとっては脅威となっている。平成 9 年（1997）には中心市街地活性化対策の一環として、市から補助金の交付を受け商店街に 4 箇所の無料駐車場（10 台）を設置した。

図 1 3 商店街の無料駐車場



撮影筆者

このように魅力ある商店街を目指して近代化に取り組んできた中、平成 11 年（1999）に十和田松木屋が、翌 12 年（2000）にはジョイフルシティ十和田亀屋のそれぞれが閉店。十和田亀屋跡については、商工会議所の要望により、同年 5 月にジョイフルシティ十和田亀屋の 1 階部分のみで 100 円均一のスーパーマーケット「タートルズプラザ十和田亀屋」が開店したが、経営していた亀屋みなみチェーンが 2001 年に経営破たんしたため、同年 11 月に閉店した。十和田松木屋跡は 1 階部分のみでセリア（100 円ショップ）や地元の商店が入居する「まちの駅」になっている。また、ダイエーのフランチャイズであった十和田市駅とうつ駅ビル店が平成 18 年 3 月（2006）に独立店舗となり、2007 年 3 月に直営部分が撤退することが決まっている。

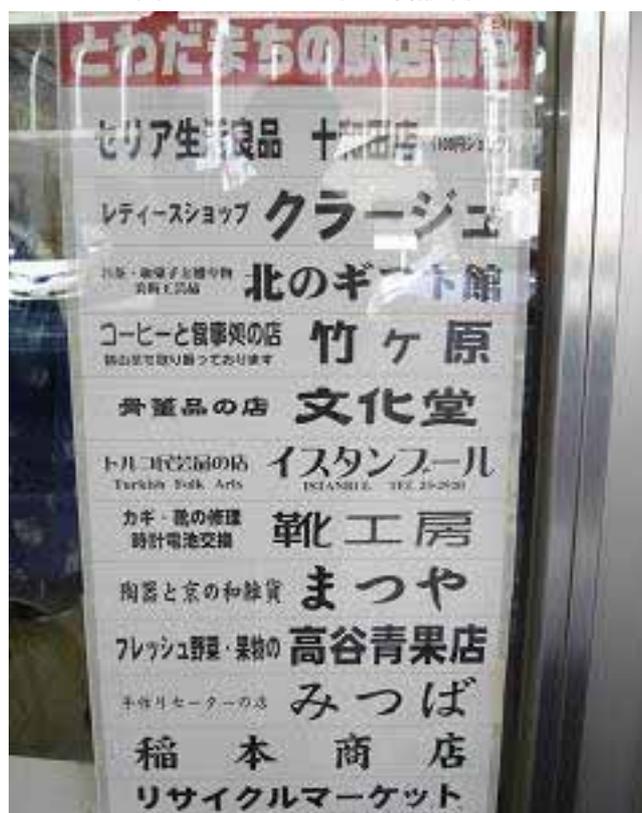
¹⁰ 電線類の地中化方式の総称。電柱によって張り巡らされていた電力線、電話線を地中に埋設することによって開放感のある都市景観を実現することができ、このシステムは都市における災害防止や消火・避難経路の確保によって二次災害の防止に大変役立つとされている。

図14 空き店舗対策事業 まちの駅



撮影筆者

図15 まちの駅 店舗名



撮影筆者

このように続々と中心商店街の核店舗を失い、さらに追い討ちをかけるかのように、平成14年7月(2002)には相坂地区に十和田南ショッピングゾーン(サンデー十和田店、マ

ックスバリュ十和田南店、ユニクロ十和田店、ガスト十和田店などからなるショッピングゾーン)が、平成 17 年 9 月(2005)には十和田バイパス沿いにイオンスーパーセンター十和田店が開店している。さらに 2006 年 3 月には十和田観光電鉄本社跡地(中心市街地の北端)に十和田元町ショッピングゾーン(デンコードー、ホームック、紳士服コナカなどからなるショッピングゾーン)、東五番町にはアクロスプラザ十和田南(ザ・ダイソー、西松屋、長吉屋などからなるショッピングゾーン)がオープンした。これらのショッピングゾーンが中心商店街に追い討ちをかけたといえるが、十和田市以外へ流出する消費者をかくろうじて市内にとどめる効果があるとも言われている。



図 1 6 アクロスプラザ十和田南

撮影筆者

2 - 2 - 1 十和田の中心市街地の現状

昭和 39 年から昭和 46 年にかけて作られた、1km を越える東北最長となったアーケードによって、商業施設の立地の範囲が広まり、誘客にも効果を示した。しかし、その広すぎる中心市街地が、現在では衰退を助長する原因ともなっている。さらに、商店街の核店舗を失い、人通りも少なく、空き店舗の数も今後増えていくと予想される。

2 - 3 十和田市における中心市街地活性化

平成 12 年 8 月に十和田市の中心市街地活性化基本計画が策定されてから、十和田商工会議所は「まちづくりは市民の手で」を基本理念として中心市街地活性化に向けて、TMO 推進協議会及び TMO 構想策定協議会を立ち上げ、十和田市 TMO 構想の策定に取り組んだ。そして、平成 16 年 3 月 19 日に市がこの TMO 構想を認定し、十和田 TMO(十和田まちづくり機関・企画調整型)が立ち上がった。以後、運営体制・事務局体制を整え活性化事業

に取り組んできた。

しかし、策定された基本計画は実現性を持たない空想的なもので、具体的な「誰が」「いつまでに」「どのくらいの予算で」という部分が抜けていたために、法律が改正されるまで無為に時間が過ぎていった。さらに、基本計画に示された市街地整備事業や具体的な商業活性化計画となる「TMO 計画」の策定及び事業の実施は行われることがないまま、まちづくり三法の改正が行われることとなった。これにより、過去に策定された基本計画や TMO 構想及び TMO 組織は、その法的根拠を失うこととなった。

改正中心市街地活性化法では、新たな基本計画の認定により積極的な支援を行うとしているので、まず、基本計画の策定とその認定が必要である。よって、十和田市の新たな基本計画の策定方針は、旧基本計画の見直しを行いながら、活性化への今日的課題を取り入れ、新市まちづくり計画や次期総合計画との整合性を考慮し策定するというもので、平成 20 年度認定を目標に進めている。その内容は、中心市街地の活性化に向けた基本的な方針・方向を示すに止まらず、より具体的な事業計画を明示し、実現性を持ったものとされている。

基本計画の策定作業において、内容への指導・助言及びそのまとめの作成を、コンサルタント会社に委託する予定で、これは、流動化する社会情勢への対応やデータ分析、全国的な情報収集などにおいて、総合的かつ専門的なノウハウを持つコンサルタント会社を活用することが、より完成度を高め信頼性に優れるためである。しかし、当然のことながら計画の骨格は、庁内検討会議及び市民会議での議論を経て形成され、すべての結果は庁議により決定されるものであるとされている。また、計画素案には商業部会、消費者部会などの市民会議の声も取り入れることを予定している。

2 - 3 - 1 最近行われたソフト事業

平成 16 年度

「市民ふれあいまつり」

10 月 10 日、11 日にわたり十和田市市制施行 50 周年を記念して、「市民ふれあいまつり」が開催。旧国道 4 号を交通規制し、路上でパレードや園芸、ワンコインショップなどを開催した。ワンコインショップとは 100 円または 500 円のを店の前に設置・販売するもので、当日はのぼり旗を掲げ、自店の商品以外にも手作りの商品を販売するなど、各店さまざまな商品を取り揃えた。イベント終了後、参加店 21 店舗に対して行ったアンケートでは、57%が「この事業の継続を望む」という結果だった。

「第六回飛び出せ街へ」

2 月 4 から 6 日の 3 日間にわたって「第六回飛び出せ街へ」が開催。各商店街が工夫を凝らしたさまざまなイベントを行い、つきたてのお餅や雑煮を訪れた市民に振舞った。

平成 17 年度

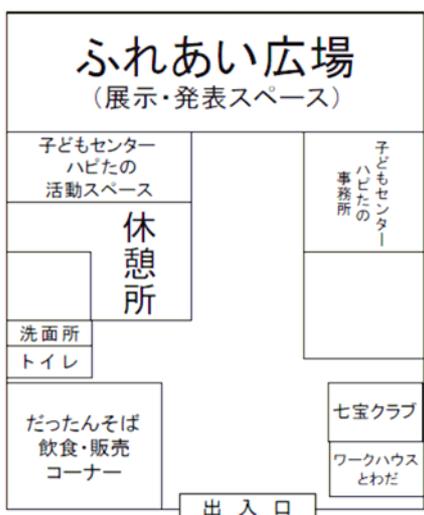
「中心市街地フラワーライン事業」

商店街アーケードポールにフラワーポットを掲出して、官庁街の花壇と同種の草花を植栽し、官庁街からのフラワーラインを形成するのとあわせて、中心商店街区の景観向上を目的とする事業。5月上旬には、パンジーを植栽し、当初は春と秋の年2回を予定していたが、夏季期間フラワーポットが空となるため、景観維持を図るために、ミニトマトの植栽を行った。7月中旬にシルバー人材センターの協力を得て、約400本の苗木を植え、落下や破損したフラワーポットの修復も行った。8月上旬頃から開花、下旬頃より赤い実を付け始めた。秋に植栽を予定していたベゴニアとマリーゴールドをミニトマトの脇に植え、賑わいを持たせた。9月26日には北園幼稚園、第三白菊保育園、十和田カトリック幼稚園、十和田幼稚園の園児125人が集まり、ミニトマト狩りを行った。

「市民ふれあいホール」

空き店舗複合的活用事業の一環として、旧フルタ電機の建物を活用した「市民ふれあいホール」が8月27日にオープン。このホールは、多くの市民が触れ合える場として、また、学生等の成果発表の場として活用することを目的としてオープンした。現在は演芸等イベントの開催、各種教室、ダッタンそばなどの飲食・販売、七宝や手工芸品の販売が行われている。また、オープン当日は、中央商店街わ組による祭り太鼓の演奏に続き、市、商工会議所、商店街振興組合連合会の代表者によるテープカットが行われ、ホールの開館を祝った。さらに、ホールの通年入居・利用団体によるイベントも行われ、ダッタンざるそば無料サービス、コラージュや七宝焼きの体験コーナー、祝舞、いけばなの実演・体験、その他協賛イベントとしては、中央商店街主催のクイズラリーが行われ、会場は多くの市民で賑わった。

図17 店内図



出典：十和田商工会議所 HP

図18 市民ふれあいホール



撮影筆者

「ふれあいホール祭り」

1月21日、このホールの利用団体が日頃の活動成果を市民に披露し、楽しんでもらうためのイベントとして、市民ふれあいホール祭りを開催。特別イベントとして、ダッタンすいとんの振る舞いと、わたあめづくりの体験コーナーを開設。ダッタンそば粉を練りこんだすいとんは、十和田TMOのアイディアでダッタン亭との連携により先着150名の来場者に提供され、味、ボリューム共に"美味かった"と好評だった。ふれあい広場コーナーでは、"子どもセンター・ハピたの"による「おはなしと遊びの広場」をテーマに、人形劇やくじ引きによる景品をプレゼントした。花柳流美好栄会は「絢爛」な日舞を披露し、北園コミュニティカレッジは、英会話教室・中国語教室・音楽教室の生徒達が学習成果を発表している。また、池坊生徒の生け花の作品展示も行われた。隣接空地の臨時会場では、「ムーミン」と「トトロ」の2頭のポニーによる子供向けの乗馬ヒーリングコーナーを用意し、馬とのふれあいを体験することができた。当日は晴天に恵まれ親子連れの来場者も多く、飲食を楽しみながらのイベントに、多くの来場者は満足の様子だった。

「第7回飛び出せ街へ」

2月4日～5日(六丁目商店街は、2月3日～4日)の2日間にわたって「第7回飛び出せ街へ」を開催した。南商店街は、雪上ボウリング大会や街角コレクション展示会や生そばのふるまいなどが行われた。中央商店街は、駒っこ馬車の乗車やとん汁・かけ汁・もちのふるまい、やさい市場や棒パン作りコーナーを設置した。また六丁目商店街は、大もちつき大会、七・八丁目商店街は、レシートDEジャンケン大会とおしるこをサービスした。

「タウンギャラリー」

10月中旬から12月中旬にかけて、タウンギャラリーが実施された。このタウンギャラリーは、小中学校で募集した絵画・ポスター展の絵を活用して、商店街各個店のウィンドーに展示する、市民と商店街とのコミュニティイベントである。市内8小中学校より3種類(交通安全、発明工夫、納税啓蒙)、250作品の絵画・ポスターが集まり、参加協力店の中の「まちの駅」では買物途中の市民が足を止めて眺めていたり、またアーケード祭り際には、親子連れで自分の絵を確かめに来る光景が見受けられた。なお、絵提供の生徒には感謝の気持ちを込め、返却時に各自の作品を印刷した年賀状を進呈している。

平成 18 年度

「とわだストリートフェスタ」

この事業は今年度から始まったもので、今年は7回を予定し、雨天での中止があり計6回行われた。旧国道4号沿いの中心商店街の一部を歩行者天国にし、さまざまなイベントを行うというものである。第1回は4月16日に「秋田わらび座がやってくる」と称してフリーマーケット、オープンカフェを予定していたが雨天のため中止になった。第2回は5

月 14 日に「ちびっ子カラオケ大会」で、子どもフリーマーケット、オープンカフェ、新鮮市場、おもちゃ遊びコーナーなどを設けて開催された。第 3 回は 6 月 25 日に「ふるさと再発見（大好きです！十和田市）」で、オープンカフェ、チャレンジのり巻 10m 造り、縄とび大会、みんなで歌おう三本木小唄、十和田牛肉試食会などが行われた。第 4 回は 7 月 23 日に「忍者修行道場（黒マント団がやってくる）」で、陸上自衛隊によるストリートコンサート、流しそうめん大会、オープンカフェ、新鮮市場（JA 十和田）が行われた。第 5 回は 8 月 10 日・11 日に「BON おどりフェスタ」で、ビアガーデン、カラオケ大会、盆踊り、夜店、流しそめん振る舞いが行われた。第 6 回は 10 月 22 日に「秋のふれあい 味まつり」で、長いも早食い選手権、子どもフリーマーケット、チョークでお絵かき、駒っこ馬車・ひき馬、クイズラリーが行われた。第 7 回は 10 月 28 日に「ハロウィン 2006 in とわだストリートフェスタ」で、ハロウィンクラフト、一緒に踊ろう車イスダンス、フェイスペイント、Trick or treat（商店街のお店からお菓子をもらおう）、ハロウィンコンテストが行われた。

図 19 とわだストリートフェスタの様相



図 20 とわだストリートフェスタの様相



出典：十和田市役所 HP

2 - 3 - 2 ハード事業

平成 13 年度に十和田市役所企画調整課において、野外芸術文化ゾーン構想が検討された。今までに、市民に対するアンケートや、ワークショップ、委員会活動を行い、そして平成 18 年度、野外芸術文化ゾーンの一部の建物であるアートセンター（仮称）の建設工事に着工した。

野外芸術文化ゾーン構想の経緯は、近年、国の事務所の統廃合や合同庁舎新設に伴う出先機関の転居等により、空き地が多く見られるようになった官庁街通りが景観が損ないはじめており、空き地の活用策が求められていること、また、商店街などの官庁街通り周辺地区では、中心市街地の空洞化対策もあわせて求められていることがある。

この構想は、平成 22 年に全面完成予定で、官庁街通りを一つの美術館として整備することで、来訪者の増加を目的とし、隣接する商店街の活性化はもとより、市全体の活性化を目指すものである。

2 - 4 まとめ

順調に発展してきた十和田市の中心市街地は、一度昭和 40 年代に八戸市の急速な発展によって陰りを見せたがそれほど大きなものではなかった。そして昭和 50 年代に大型店の立地問題が起きた。しかしその後は、そのときがうそのように中心市街地から次々と店舗が消えていった。

私は、十和田市の中心市街地のターニングポイントとなったのは、平成 7 年の下田ジャスコショッピングセンターのオープンだと考える。それまで、アーケードの設置など多くのハード事業が行われ、大型店の立地問題の時には、商店街が総決起大会を起こして、商店街全体が元気だったように感じられる。しかし、下田ジャスコのオープン後から、中心市街地の空洞化が目に見えて進んできたように思える。オープン以後、中心市街地の核店舗であった松木屋、亀屋を失いさらに衰退は進んだ。この衰退を止める決定的な手立てもないまま、追い討ちをかけるかのように十和田市にも郊外にショッピングセンター、ショッピングゾーンができ中心市街地から人は離れていった。

最近では、中心市街地で市や商工会議所、商店街が主体で様々なイベントを行っている。これらのイベントによって、単発的にはあるが中心市街地に人は集まるようにはなっていない。しかし、この集まった人をいかにして中心市街地の購買力にするかが今日の課題となっている。

また、平成 18 年にまちづくり三法が改正されたことにより、中心市街地活性化基本計画なども新たに策定しなくてはならなくなった。新たな基本計画には、活性化への今日的課題を取り入れ、実現性を持ったものが求められている。

3 他地域の取り組み

この章では、十和田市の中心市街地活性化に生かせるような、全国的にみて成功させている事例を挙げ、特徴などを調べたい。

3 - 1 青森県青森市

青森市は、本州と北海道との物流の要として、そして青森県の政治・経済の中心として発展し、人口約 32 万人の中核都市である。面積は、約 824 km²と広大で、行政面積の全域が「特別豪雪地帯」の指定を受けているのは全国唯一であり、また人口 30 万人以上の都市としては世界有数の豪雪都市である。

青森市の市街地の拡大は、第二次ベビーブーム期の人口急増期である 1970 年代に始まった。旧市街地の戦災復興土地区画整理事業による市街地整備のほかに、青森市へ集中してきた多くの人々への住宅地を供給するため、郊外部で民間開発が行われ、市街化が拡大した。青森市の人口は 1970 年から 2000 年までの 30 年間で、24 万人から 30 万人に増加している。ところが、既成市街地では人口が減少しており、特に中心市街地（旧市街地）では、30%以上の人口減少である。モータリゼーションの普及と核家族化が進んだ結果、既成市街地の狭い敷地と住宅から広い敷地と住宅を求め、郊外への人口移動が始まった。これにより、郊外の市街地の人口が増加、他方で既成市街地の人口の減少が起こり、典型的な都市人口のドーナツ化現象が見られる。

郊外へと展開した居住人口の移動は、青森市も車社会に突入したことを意味している。この結果、車社会に対応するかのようになり公共施設やスーパー等の大型店商業施設が車対応型（大型駐車場の併設）の施設に代わり、敷地の狭い既成市街地から、安価に土地を購入できる郊外へ移転新設を開始した。青森市の中心部にあった公共施設も郊外に移転するようになり、卸売市場（1970）を皮切りに、県立中央病院（1981）、県立図書館（1993）、東奥日報社（1993）などがそれぞれ移転した。

先に記したとおり、青森市は特別豪雪地帯に指定を受けている都市であり、例年雪との戦いにおいて、冬期の除雪費用の負担に悩まされ続けてきた。平成 3 年度から平成 16 年度までの過去 14 年間の記録を見ると、年間平均降雪量が 765 cm、平均最大積雪量 114 cmに及んでいる。また、この間に青森市の道路除排雪延長が 997km から 1169km に伸びている。除排雪費用は、年毎の降雪量により変化するものの、道路除排雪延長の増大に伴い、増加傾向が認められる。平成 16 年度においては 1 シーズンで約 32 億円も費やした。つまり、雪国においては、道路延長が長くなるほど除排雪費用が膨らむことになり、厳しい行財政状況が続いている中では非常に大きな負担となる。

近年の少子高齢化、人口減少、ライフスタイルの変化、モータリゼーションの進展など都市行政を考える上で住民から求められる課題が大きく変化している。そこで青森市では、今後も持続可能なまちづくりを進めていく手法として「コンパクトシティの形成」をい

早く取り入れた。その理念は、これまでの都市の拡大化などを背景とした都市づくりにかける力の分散による都市活動の停滞や自然環境の悪化などに対し、都市に求められている都市生活活動の実質的な充実、居住機能などの集約化、自然環境との調和など都市づくりにかける力を外側から内側に集約し、既存の社会ストックを有効に活用しながら中心市街地の活性化、都市内のモビリティの向上を図り、環境との共生を図りながらまちづくりをすすめていこうというものである。

コンパクトシティを実現するには、土地利用をどのように規制していくかが重要な鍵になる。青森市では1995年策定の「青森市長期総合計画」で「無秩序な市街地の拡大を抑制したコンパクトな都市づくりを行う」と都市づくりの方向を明確化した。その後、1999年策定の「都市計画マスタープラン」において、都市づくりの基本理念を「コンパクトシティの形成」と全国の都市で始めてうたった。また、まちづくりの方向を積極的に市街地の内側に向ける都市構造として、都市をインナー・ミッド・アウトアの三つに区分し、それぞれのエリアに応じたまちづくりをすすめている。インナーは1956年頃の既成市街地となっていた、老朽化が進む密集市街地や中心市街地を含むエリアで、都市整備を重点的に行い、市街地の再構築などを進め、特に内環状線の整備を重点的に進めていく方針の区域である。ミッドは、インナーとアウトアの間で、今後の宅地需要動向などに応じて良質な住宅の供給を行うストックエリアとして土地区画整理事業による面整備を計画的に進めていく方針の区域である。アウトアは、外環状線から外側のエリアで、開発を抑制し、自然環境、営農環境の保全に勤め、原則として開発は認めない区域である。

しかし、青森市の都市計画マスタープランは、青森市の都市づくりに関する基本的な方針を示したものであるが、これだけでは開発行為などに対する法的規制は弱い。都市計画法では、市町村より都道府県のほうが土地利用規制の権限を持っている。特に県が定める「都市計画区域の整備・開発および保全の方針」は、開発行為などに対して強い規制力を持っている。そのため、市の都市計画マスタープランを実効あるものとするためには、県、市が連携をとりながらまちづくりを進めていく必要がある。2004年に都市計画決定した「青森都市計画区域の整備・開発および保全の方針」では、青森市の都市計画マスタープランと歩調をあわせ都市づくりの基本理念を「コンパクトシティの形成」とうたい、インナー、ミッド、アウトアのそれぞれの地域特性に応じた都市づくりをすすめることを定めている。県と市が連携することにより、市街化圧力に対抗する法的な規制が働き、コンパクトシティ形成の実現に向けて実効性を高めることができる。

都市計画区域外にあたる白地地域では土地利用規制が弱いため、各種開発や廃棄物不法投棄などの行為がみられ、青森らしさを支える環境や景観の維持・保全に対して脅威となっている。このため、これらの地域に準都市計画区域の指定を行い、都市計画上の規制をかけるなど、現在都市計画決定にむけて準備作業を進めている。

青森市のTMOは、青森商工会議所による企画調整型の組織として認定され、活動の範囲は限定的であるが行政との連携を密にし、行政も部局を横断した対応体制がとられている。

民間では、地元商店街による積極的な活性化の取り組みがなされているほか、後に述べるパサージュ広場において商業ベンチャー支援を自ら行うための地元商業者などの出資による会社が設立されるなど参加意欲が高い。また、そこには中心市街地のまちづくり運動を牽引するリーダーがいる。市のまちづくり体制が協働のまちづくりとして機能しているのはこのリーダーの存在も大きい。

中心市街地の空洞化という課題を克服するために市が設定した再活性化方針が、「まちなか居住の推進」「まちの楽しみづくりの推進」「交流まちづくりの推進」であり、ウォークブルタウン（遊歩街）の創造を活性化の目標として「各フロント機能の充実」「歩行者空間の高質化など回遊動線の整備」「公共交通の充実」「都心居住街区の誘導による夜間人口の増大」を進めることとしている。

3 - 1 - 1 パサージュ構想

青森市は戦災による市街地の破壊から戦災復興土地区画整理事業によって都市基盤整備がなされた。このため、広い表通りに面して形成された商店街の一方で、商業等の機能配置がされないまま人通りも閑散とした裏通りという、まちの利用構造の二極化が進んだ。この裏通りは見方を変えれば、賃料が手ごろであるとか、何かわくわくさせるような路地であるとか、多様な可能性を持っている。こうしたまさしく裏道、小径（パサージュ）に注目し、若い人や意欲のある人たちが商売を始められる面白いストリートや溜りスペースとなるひろばをつくり、車なしでも人が安心して「まちあるき」を楽しめる商業界隈を創り出そうとするものである。

市は、この構想の推進のため「できるところから着手する」「あとに続く先導的事業にする」という基本戦略にのっとり、当時空きビルが建っていた新町通りに面した土地を取得し、パサージュ形成を誘導するためパサージュのイメージを先導的、モデル的に体現できる空間として整備しようとした。そのためには、単なる広場であっては意味がなく、起業意欲のある人たちに少ない開業資金で一定期間商売を実践できる場を提供するとともに、経営指導も行いながら、将来的に中心市街地で開業する商業者を育成するための商業ベンチャー支援事業を同時に実施し、新たな賑わい創出、多くの起業家の輩出に成功した。

この広場は、これまで中心市街地になかった面白い溜まれる空間として広く市民に親しまれ、再開発ビル「アウガ」との相乗効果を発揮している。また、この商業ベンチャー支援事業では、行政が押し付けるものであっては効果がなく、民間のノウハウとアイデアを十分に活用することが重要との観点から、この事業のために中心市街地の人々を中心に出資を募り、設立された有限会社が運営にあたっている。この会社は商売経験の豊富なスタッフをそろえ、中心市街地のまちづくりのリーダーとして活躍しているキーパーソンが社長を務めることで円滑な運営がなされているとともに、TMO、行政との密な連携の下、効果をあげている。

3 - 1 - 2 駅前再開発事業

30年ほど前、青森駅はいくつかの問題を抱えていた。そもそも、この地区は海産物市場を中心とした商店が並んでいたにもかかわらず、十分な駐車場が整備されていなかったため、買出しの車や大型車による路上駐車で交通障害が発生していた。また、並ぶ店舗はほとんどが老朽化した木造建築物であり、さらには密集していたため大規模な火災に対する不安もあった。一方で肝心の市場店舗はどうかというと、時代にそぐわない商店経営で売上不振が続き、頭を悩ませていた。

そして、青森商工会議所による商業近代化実施計画作成をきっかけに、先の問題を解決すべく民間主導型の再開発事業として1977年にスタートした。

現在アウガとなっている駅前第二地区再開発は、計画策定・都市計画決定の手続きに十三年、組合設立から施設建築物竣工までにさらに十一年費やして完成した。これほどまでに長期わたった理由は、なにより地元の意向を形にすることが難しかったからである。そのため計画が二転三転し、合意形成が進まず、その間にバブルがはじけてキーテナントの百貨店が撤退し、再び計画は白紙寸前まで引き戻されるという事態に陥った。

そんなときに、青森商工会議所をはじめとする関係団体から、再開発ビル内に公的施設を整備してほしいという要望が出された。新しいテナントを模索して三年、再開発事業は新たな局面を迎えた。まちの中心部に公的施設、しかも「ウォークブルタウン」の拠点になれるような市民が気軽に立ち寄れる施設として市民図書館の導入を決めた。その途端、行き詰っていた合意形成がようやくなされ、計画変更の認可が下りるとともに施設建築物の着工にとりかかり、2001年アウガとしてオープンした。

世代を問わず立ち寄れるようにと、地下1階を魚菜市場に、1階から4階をテナントミックスによる商業施設に、5階から9階までの公的施設部分には青森市民図書館のほか男女共同参画プラザ等を整備した。隣接する駅前公園の地下には、1990年に100台規模の駐車場を整備していたが、さらに500台を超える駐車場も市が公共駐車場として整備した。オープン以来、年間約600万人の入館者で賑わっており、歩行者通行量の増加をはじめ、アウガ周辺空き店舗の解消等についてアウガ効果と評価されている。

一方で、駅よりに隣接するミッドライフタワー駅前第一地区再開発も同じ時代を歩んできた。シニア対応型マンションとして生まれることに決まったのはつい5年ほど前、計画当初はJR青森駅前という好立地を活かしたホテル施設になる予定だった。しかしながら、アウガ同様、合意形成の難航とバブルの崩壊でホテル業者は手を引き、その後8年間、キーテナント不在の図面は白い状態が続いた。2000年以降、都市型マンションブームが到来し、中心市街地のマンションの一つとして、福祉施設・商業施設とあわせたマンションの建設計画案が持ちあがり、計画変更の認可を経て、2006年、ミッドライフタワーが完成した。アウガから駅前へまっすぐ抜けられるよう、1階には通路を確保し、その両脇に商業施設を置いた。2階が医療施設、3・4階がケアハウス、5から17階を集合住宅とした。

商業活動の活性化を図ることを目的に立ち上げられたこの二つの再開発事業は、景観

面・防災面などに配慮しつつ、土地の高度利用と駅前公園整備等の都市環境とを一体化した整備を行った。それによって青森市の玄関口から人の動線を周辺へ伸ばし、まちなかに住む人と訪れる人を増やして、賑わいの効果をまちなか全体に波及させることがこの事業の最大の目的である。

3 - 1 - 3 中心商店街の取り組み

青森市第一の商店街である新町商店街は「人と緑にやさしい街づくり」をコンセプトに福祉対応型商店街形成に取り組んでいる。この事業実施過程で、行政、商店街関係団体、TMO、NPO と多彩な連携、協働がなされている。

具体的な事業は、しんまちふれあい広場事業（高齢者、障害者をはじめ多くの市民を対象に NPO と連携したイベントを実施し、交流、社会参加の場を設けることでこれらの人々の生活圏拡大を図る）、タウンモビリティ事業（電動スクーターおよび買い物カートの無料貸し出し）、一店逸品運動（商店街の個店の魅力の発掘、向上）、共通スタンプ事業、共通無料駐車券事業、宅配サービス事業（買い物商品の宅配サービスと FAX 受注宅配事業）また中心商店街全体の事業として TMO などと連携しているものに、空き店舗活用と情報発信のための中心市街地活動拠点施設設置事業、レンタサイクル事業、光のプロムナード事業がある。なお、中心市街地において「もてなし向上」を図り、来街者のサポートに活躍する地元女子大生が終結した「まちなかしかへら～s 事業」もまた福祉対応型商店街形成に貢献している。

3 - 2 岐阜県大垣市

3 - 2 - 1 マイスター倶楽部の誕生

1998 年 10 月 8 日、岐阜経済大学、大垣駅前商店街振興組合、大垣地域産業情報研究協議会（大垣市と大垣商工会議所が共同で運営する調査研究組織）の 3 者が連携して JR 大垣駅玄関口にある共同ビル 1 階に「まちなか研究室」としてマイスター倶楽部を立ち上げた。「まちなか研究室」といってもれっきとした大学の研究室のことである。しかし、大学教員の研究室ではなく、学生が中心市街地を舞台に活動するための、学生による自主運営を原則に大学と先の諸機関が設置した研究室である。このマイスター倶楽部は、大垣商工会議所が店舗賃貸料や光熱費を負担し、岐阜経済大学の鈴木ゼミナールの学生が活動し、商店街が学生活動を支援するといった役割分担による、空き店舗対策モデル事業としてスタートした。当初の活動内容は、学生たちが駅前商店街に多くある飲食店を丁寧に取材して歩き、味や素材のおもしろさ、店主のプロ根性、こだわりの商品やサービスなど、個性豊かな情報を収集し、主婦、高齢者、若者の目線で紹介する「大垣駅前商店街・夢マップ」を製作し、街頭で道行く市民に配布したりした。さらに、商店街で学生証を提示すれば、購入する商品を値引きしてくれる「学割の店」事業なども商店街と話し合って実現した。36 店舗の協力を得て、店頭には「学割の店」ステッカーが貼られ、店内にはチラシも置か

れて、学生にとって日常生活に必要な買回り品を大学の売店や食堂並みの値段で購入できるようになった。

当初の予定では、半年で活動を終え、空き店舗対策モデル事業としての成果と課題をまとめ、報告書として製本して終了することになっていた。しかし、調査活動や提案事業が地元紙から全国紙に至るまでの新聞・テレビ・ラジオの紹介するところとなり、岐阜県内外の商工会議所、行政、企業、大学など様々な機関から視察が相次ぐことになった。結局、岐阜経済大学、大垣駅前商店街振興組合、大垣地域産業情報研究協議会としても半年で事業を終了するわけにはいなくなり、次年度以降もマイスター倶楽部を運営していくことになった。

マイスター倶楽部の活動は多岐にわたるが、基本的な活動領域は、「調査と研究」、「情報収集と提供」、「交流とネットワーク」、「社会的起業」の4つから成り立っている。いずれの領域事業も、大学のフィールドワークや地域調査のように学生のみで行うのではなく、地域の人々や行政と協働して取り組むものである。

マイスター倶楽部の活動は最初から順風満帆とはいかなかった。商店街学割制度については、その効果を疑問視する声や学生教育上好ましくないという指摘もあった。また、他の商店街の若手商業者から厳しい意見が寄せられた。学生は4年を過ぎれば卒業し名古屋や東京など大都市へ出て行ってしまふ。したがって、商店街のパートナーとして信頼を寄せ、活性化事業の企画や実施を任せることはできない、行政が補助金を出してまで活動を支援するにふさわしい団体とはいえない、というものである。

学生はもとより大学、商店街、行政のいずれにも高い満足度を得て厳しい評価を覆すには学生の奮闘だけでは致し方ない。そこで取り組んだのが、中心市街地の再生に関心を抱く様々な市民やNPOなど市民活動組織との協力・連携による活動だった。その市民活動組織とは、「まちづくり工房大垣」という大垣市の中心市街地活性化基本計画（1998年12月策定）や中心市街地の振興に関心をもち市民の参加を得て1999年12月に誕生した組織である。

3 - 2 - 2 学生の地域社会への参加

大垣市の中心市街地活性化基本計画の策定で重視されていることは、中心市街地の将来像や基本計画の理念、目標、そして計画に盛り込むべき内容を、一部の地権者や有識者、コンサルタントの情報を行政が鵜呑みにして描くのではなく、広範な市民の提案を踏まえて策定に取り組んだ点にある。そのため策定委員の選定も、市民公募方式で募集をはかり、その上で市民懇談会を頻繁に行い、提案募集機関に設定された3ヶ月で1250件の市民提案を受け取り、その内容を元に基本計画は完成した。基本計画策定部会が設置されたころにマイスター倶楽部はまだなかったが、後の中心的学生メンバーが大垣市のはからいで計画策定の学生専門委員に2名選ばれていた。

次に大垣商工会議所ではTMO設立のために、市にならい設立のための準備会メンバーを

市民公募によって募集し、商工会議所会員以外に新たに市民活動組織の代表者を加えてTMO 設立準備会を立ち上げた。大垣市の取り組みにとっての特徴は、TMO を市民参加により検討していくことと、TMO と連携しながら中心市街地の再構築を図るために、多くの市民参加を得て取り組んでいくための市民活動組織を立ち上げたことにある。この市民活動組織が先に紹介した「まちづくり工房大垣」である。

まちづくり工房大垣のメンバーは個人を単位とする市民公募式によって集められ、約 1 ヶ月間で約 80 名の市民の応募を得た。この応募にはマイスター倶楽部の全学生 25 名も参加した。公募市民の人たちとともに「情報発信」、「バリアフリー」、「空き店舗活用」、「住環境保全」、「商店街活性化」、「歴史観光」の 6 つのテーマからなる市民活動グループを結成して、中心商店街を核に 168ha の中心市街地を舞台にした中心市街地の再構築事業に着手することになった。今日では活動グループは 6 から 10 へと増え、会員数も 140 名に及び、うち 50 名が学生で占めている。

さらに、学生が 2001 年 4 月から参加した「大垣まちづくり市民活動支援センター」の活動や条例制定に向け参加した活動は、自己満足に終始しがちな学生主体のまちづくり活動の世界を卒業し、学生だけでなく、多種多様な市民がまちづくり活動へ参加する仕組みを準備するという新しい分野への挑戦となった。学生が活動の舞台を中心市街地から市域全体へ、テーマ型活動から市民参加の仕組みづくりへと広げる契機となったのが、2000 年 8 月から始めた「まちづくり市民活動支援研究会」による調査研究活動だった。

この研究会は、全国で活躍する市民活動支援センターの理念や市民活動支援の内容などを調査し、大垣市においても同様の支援センターを設置できるかどうかを検討する目的で設けられたものである。この研究会メンバーも、一般公募でメンバーを募ったことからマイスター倶楽部の学生全員が参加し、「一握りのできる人の活動」ではなく、「大勢の市民がコンセンサスを図りながらまちづくり活動を支えていく」実践研究の場、様々な市民活動が生まれる条件作りと行政の役割について学習する機会になった。

先の研究会では、調査研究の成果を踏まえ、市民募集をはかり、「大垣まちづくり市民活動支援センター運営会議」を設け、2001 年 4 月から 2002 年 3 月までの 1 年間、実証実験を行った。そして、このセンターの運営場所の設計と支援メニュー作りに、マイスター倶楽部の学生が日頃の活動の経験を活かして参加することになった。学生は、市民、商店主、行政職員とともに、市民参加のまちづくり手法として定着する KJ 法¹¹によるワークショップに参加し、支援センターの管理方法、利用マニュアルなどの作成に取り組んだ。普段は与えられた条件の中で活動することが多かった学生たちが、市民や行政職員とともに市民活動を生み出す拠点作りや支援内容の協議の場に参加し、新たなまちづくり市民活動の支援制度の設計に関わる経験をし、それは学生にとって「学生の役割」を越えて「地域の中での自分たちの大学の役割」を調べたり、考えたりする機会になった。

¹¹ ある課題に対して、自分の意見やアイデアを項目ごとに付箋に記入し、それらを整理することによって、様々な意見の関連性を見出し、全体としての方向性をまとめる方法。

マイスター倶楽部の学生は、この経験を踏まえて、2002年8月大垣市が市民活動の盛り上がりを受けて取り組んだ「大垣市まちづくり市民活動育成支援条例素案」策定の実行委員会に参加することとなった。2002年8月13日、公募市民を中心とする大垣市まちづくり市民活動育成支援検討委員会が、市民活動を推進するための条例素案の策定と市長に対する支援策の提言を目的設けられることになった。検討委員会は、学生を含む一般市民から寄せられた条例素案をまとめ、2003年1月大垣市長に手渡され、議会で審議された後、「大垣市まちづくり市民活動支援条例」が同年4月に公布施行された。この条例に基づき、市内の市民活動を支援する支援センターもNPO法人の認証を取得し、公設市民運営による市民活動支援センター「大垣すまいるセンター」が正式に発足した。

3 - 2 - 3 大学と地域の協働条件

大学や地域社会自体が「住民主体のまちづくり」「地域経済の活性化」に寄与する存在へと自己変革していくために「大学（学校）と地域（NPOやコミュニティ）の協働条件」を鈴木誠は次のように述べる。「第一に、学生のために能動的なフィールド学習の仕組みや活動拠点を整えていくことが必要である。大学の教室で講義を聴くだけでなく、講義内容を市街地や農山村といった地域に出て検証し、学ぶ動機を明確にできるよう導くことが必要である。そのためには、学生たちが自分の目で見、聴いて、触れて、互いに助け合う雰囲気やしきみの中で問題解決に取り組める拠点を地域の住民や行政の協力を得て準備することが大切である。学生たちの主体性を育み、成果を導き活かす拠点やしきみを大学と地域が協働で備えることにより、大学が培った教育力が地域社会全体の教育力へと変わっていくだろう。

第二に、学生たちの好奇心を引き出し、「はじめの一步」へと導く仕掛け作りが大切である。大学、NPO、行政などが個別または連携して、学生たちにアドバイスしたり、情報提供したり、活動計画に対する資金協力の相談を持ちかけたりして、学生を認識から行動へと駆り立てる仕掛けを段階的に整えることが重要である。

第三に、大学教員自身が模範を示さなくてはならない。学生たちとともに地域を歩き、巷の常識に疑問を呈しながら目の前の当たり前の地域社会事象の中に課題を見出し、課題の本質がどこにあるのか、課題解決を通して地域社会に何を実現するのか、そのための方法はどうかあるべきかを、学生を巻き込んで教員が行政、商店街やNPOなどと協議し、課題解決のための行動計画を造っていくプロセスを見せていくことが大切である。

第四に、学生たちの間違いを歓迎すべきである。教員は、地域に学ぶ学生たちの間違いをできるだけ許容し、彼らが本当に助けを必要とする時素直に助けを求められるよう日頃からコミュニケーションを心掛け、かつ彼らの求めに応じることができるよう備えなくてはならない。そうすることで、学生たちは知的リスクを冒すだけの安心感を抱いて地域社会へと参加し、地域の住民、NPO、行政などと協働することができるのである。」

このような条件を満たし、岐阜経済大学は岐阜県大垣市と協働し、中心市街地の活性化

だけでなく様々な方面で地域全体のまちづくりを進めていったのである。

3 - 3 小活

最後に、ここで挙げた成功事例をもとに、それらの特徴や特筆すべき点、中心市街地活性化のこれからの課題を述べたい。

まず、青森県青森市、岐阜県大垣市の両方の事例に使われていた「協働」という語句に注目したい。辞書ではその意味は「同じ目的のために、協力して働くこと」とある。青森市と大垣市ではそれぞれ協働の主体が少し違っている。

青森市の場合は、「市と県」、「民間とTMOと行政」があげられている。市と県の協働は、市のマスタープランだけでは開発行為に対する法的規制が弱いため、県が定める都市計画区域の整備・開発および保全の方針を市のマスタープランと歩調をあわせることで、よりマスタープランが実効性あるものにするために行われた。

大垣市は、「地域社会と大学」の協働である。地域社会と大学が協働することで、学生は学内での講義では経験することのできない、市街地や都市を教科書にして地域共通の課題や問題を見つけ、課題解決の方法を考え実践することができるようになり、こうした経験を通して学生は公共の担い手として成長し、卒業後も市民活動や地域のコミュニティ活動などに参画することでさらに公共の担い手として成長していくことができる。また、このメリットは大学側だけではない。地域の側には、大学が持つ豊富な知識をまちづくりに活かせること、さらには、学生という若者特有の感性やエネルギーを持っていることがメリットとして生かし得る。若さには未熟さという面がないわけではないが、リスクを恐れずにチャレンジするエネルギーがある。失敗や間違いは、前述した大学と地域の協働条件にあるように、学生の失敗をできるだけ許容することで、学生はより深く地域社会に参加し、住民、NPO、行政と協働することができる。

やはりまちづくりにおいて、どれだけ商店街だけで努力しようが、行政だけで努力しようが、それ単体では成功に結びつけるのは難しい。協働なくして成功はないと考えられる。

さらに特筆できる点として、地元商業者のまちづくり参加意欲が高いということと、まちづくりを牽引するリーダーがいるということがあげられる。商店街の後継者不足、商業者の高齢化などさまざまな問題を抱えていて、まちづくり意欲を持つということが難しいが、そんな時こそ商店街を立て直そう、賑わいのあるまちにしようという意欲を持ちまちづくりに参加することが大切だと感じる。また、そこにはリーダーシップを発揮するキーパーソンが不可欠である。協働のまちづくりを機能させるにはリーダーの存在が大きい。

4 十和田市における課題

ここでは、第三章の成功事例などを参考にした上での十和田市の課題を述べたい。

4 - 1 野外芸術文化ゾーンについて

十和田市の課題の一つは、市内にある十和田湖の年間 330 万人規模の観光客を、市街にいかにして引き込むかというところにある。十和田湖を、観光客を引き込む一つだけの「点」としてではなく、市街にも「点」をつくり、それを結び「線」にして、また将来的に点を増やし、いかにして「面」にしていくか、ということが重要である。そうしたことを念頭に置き、十和田市では現在、前述したように野外芸術文化ゾーンの整備に取りかかっている。この構想が成功すれば、十和田湖の観光客を市街に引き込むことができ、中心市街地の活性化に大きな効果を持ち、中心市街地に賑わいを取り戻すことも可能である。市はこのゾーンの整備に 32 億円をかける予定で、市民の期待も大きい。それだけに、この構想を成功させることが大きな課題であると考ええる。

しかし、私のような凡人は、芸術作品などといわれるような過去の偉人の作品を見ても、多くが理解し難く、意味不明なもののように見えて仕方がない。私のように芸術に疎い人は他にもたくさんいるはずで、このゾーンが一部の芸術を理解できる人たちのものになっては、完成した最初だけに人が集まり、それ以後閑散としてしまうということに終わってしまうケースになるのではないかという不安がある。

アートセンター（仮称）を含めた野外芸術文化ゾーン内に設置される作品は、分野の多様性、未来性を持ち、市民が様々な形で作品に関わることが可能な現代アートとしている。アートセンター内に設置される作品はすでに決まっており、作家が公開されている。当然のように、私の全く知らない作家ばかりで、どのような作品をつくっているのかわからなかった。

芸術に疎い私の考えでは、作家のつくった作品よりも「市民が様々な形で作品に関わることが可能なアート」に力を入れてもらいたいと思う。例えば、市が予算を出し、毎年テーマを決めるなどして、市内の小学校、中学校などに作品をつくってもらい展示したり、ペットボトル、空き缶、ビンなどのリサイクルできる資源を使ってつくられた環境に配慮した作品などを市内から募集したりと、市民が参加し野外芸術文化ゾーンをつくっていくことである。このように様々なイベントをつくることができる。どこにでもある「作家の作品を展示するだけの美術館」ではなく「市民が参加し、市民の作品も展示できる美術館」のほうが、より多くの人々が芸術に触れ、感動を体感し、新しい価値観と出会うことができるのではないかと思う。

募集を市内に限らず県、全国と規模を広くして募集することにより野外芸術文化ゾーンの知名度は全国規模になり、全国からの観光客も集まることにつながると考える。このようにして十和田湖とアートの関連性は薄いですが、十和田湖と野外芸術文化ゾーンとセットで

の観光が見込まれ、それに付随して市内の宿泊施設や商業街の利用者が増え、十和田市全体の活性化に結びついていくだろう。

また、作品の展示を野外芸術文化ゾーンに限らずに、すでにある展示スペースを利用することも可能である。たとえば、各商店の店内や商店街に展示することで来街客も増えると予想される。

4 - 2 パサージュ構想

成功事例である青森市のパサージュ構想は、十和田市においても展開可能であると考えられる。青森市の場合は、パサージュに開業意欲のある若者が、少ない開業資金で商売を始められるということや、そのパサージュの空間を車なしで人が安心してまち歩きを楽しめるというものである。

十和田市も、青森市のような若者が商売を始めやすいというようなパサージュをつくることもできるが、十和田市の場合は、経営主体を若者対象と限定的にするのではなく、誰でも開業できるようにし、パサージュに特徴を持たせることが効果的である。特徴を持たせるということは、東京の巣鴨のように年配向けのお店が多く存在し、求める客をはじめから年配と位置づけているようなことである。十和田市も巣鴨と同じように年配向けという特徴を持ったパサージュが効果的かもしれない。それは、十和田市の商店街を歩くと、買い物をしている人はほとんどが年配の方で、若い人が買い物をしている様子がないからである。もっとも若者が買い物をする店が少ないのだが。

このように最初から年配向けに特化し、周辺市町村からも集客することを目指すことも十和田市の中心市街地活性化の方法として考えられる。さらに十和田にとどまらず、周辺地域、さらには周辺市町村からの誘客のためには、公共交通網を充実させることが必要になる。

また、青森市の方法に準拠するならば、市がパサージュの空間を整備することになるが、十和田市における既存の建物などを生かして、コストを抑えて行える場所としてあげられるのは、中央商店街である。この商店街は片側 6 店舗からなる合計 12 店舗が入居できる商店街であるが、現在営業しているのは旧国道側の入り口の 2 店舗のみとなっている。

図 2 1 旧国道側から見た中央商店街



撮影筆者

さらに青森市では、パサージュにおいて商売をしている人や、しようとしている人に経営指導を行うという、中心市街地の人が設立した有限会社がある。十和田市において、そのためには会社を設立するということは困難と思われるため、商工会議所などの協力を得て経営指導をするということが有効と考えられる。

4 - 3 大学、学校との連携

最後に、大垣市の成功事例をもとに十和田市における大学、または学校と地域社会の連携について考えたい。

十和田市には北里大学が立地しているが、十和田キャンパスでは獣医畜産学部などがあり、この学部では、獣医のほかに農業や畜産などを学ぶ科もある。そこで大垣市の例をもとに、空き店舗対策事業としてこれらの科、または研究室で十和田市の商店街に農産物やその加工品を販売する店舗を出してもらうことも考えられる。また、十和田市には三本木農業高校などがあり同じような事業は高校でも可能である。三本木農業高校は年 1 度の学校祭の時には農産物を格安で販売などを行っているため、それを中心市街地に店舗として開き、長期的に行ってもらおうというものである。そのためには店舗賃貸料や光熱費などは行政や商工会議所などの補助が必要になってくる。

学生がこのように中心市街地に店を出したりすることで、中心市街地や地域全体のことを考えたり、調べたりするきっかけとなればいい。そして大垣市のように大学・学校が地域と協働して、地域全体のまちづくりを進めていくまでに発展できれば、学生、地域社会の両者にとって良いものになると思う。

4 - 4 課題

平成 18 年にまちづくり三法が改正されたことにより、十和田市が TMO 認定の恩恵を受けるためには新たに中心市街地活性化基本計画の策定が必要になった。よって、まず第 1 の課題として中心市街地活性化基本計画の早期策定・認定があげられる。また、基本計画の策定では、計画がそのまま実行されずに終わったというところもあるので、実効性、実現性のあるものが求められている。

基本計画の策定方法について、大垣市を例にとると、基本計画の内容を一部の地権者、有識者、コンサルタントの情報だけで決めるのではなく、基本計画の策定委員を市民公募で募集し、市民懇談会を頻繁に行い、市民提案を募集し、その内容をもとにして基本計画を策定した。また、大垣市はこのほかに TMO 設立のための準備会メンバーなども市民公募で募集し、TMO 設立準備会を立ち上げた。これは、市民と行政の間で協働がなされていたといえる。

また、商業者の中には商店街などの売り上げの減少の原因・ライバルは、郊外型大型店舗としている人が多い。しかし、原因はそれだけではない。それは大都市であったり、ディスカウントショップ、ロードサイドショップ、コンビニなど競争相手はいたるところに

増えている。競争相手が増えている中で、変化にいかに対応するかが求められている。家電量販店、ホームセンターなどの多くは、地域企業から業態を変えながら成長したものである。成長し大組織にならなくても、質の高い経営を指向している小売店は少なくない。青森市のとある靴屋を例にとると、子供向けの靴は一切置いていない。高齢者にはきやすい靴に特化して置いている。子どもは成長も早いし、価格では量販店にはかなわない。とすると、大人向けに少しでも足にあうはきやすい靴を提供するほうが利益率は高い。このように生き残りをかけた知恵の戦いは始まっている。

謝辞

最後にこの論文を書くにあたって、聞き取り調査に快く応じてくださり、貴重な資料を提供して下さった方々、ご協力して下さった方々に感謝を申し上げます。

十和田市役所 商工課
十和田商工会議所 TMO 室

以上の皆さんには大変感謝しているとともに、調査時に多くのご迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。

伺った話をもとに論述しましたが、もしも、私の理解不足、勉強不足により内容が事実と異なるものでありましたら、この場を借りてお詫びいたします。

最後になりますが、この 4 年間、ごみ問題のことや内発的発展など様々なことを学ばせていただき、また、指導していただいた、社会学ゼミ角一典助教授に、感謝の意を表します。

参考文献・参考 HP

< 参考文献 >

- ・新たな都市空間需要検討会執筆チーム，2004，『地方都市再生のための中心市街地活性化 < 導入機能・施設 > 事典』 学芸出版社
- ・榎本真也，2004，『地方工業都市における中心市街地活性化のゆくえ 「にぎわい」をどうはぐくむか 』
- ・鈴木誠，2004，『大学と地域のまちづくり宣言 岐阜経済大学マイスター倶楽部の挑戦 自治体研究社
- ・創立50周年記念誌発刊実行委員会，1998，『新たなる未来への出発』 十和田商工会議所
- ・通商産業省産業政策局中心市街地活性化室、中小企業庁小売商業課，1998，『Q&A わかりやすい 中心市街地活性化対策の実務』 ぎょうせい
- ・十和田市，2000，『十和田市中心市街地活性化基本計画』
- ・十和田市，2005，『市勢要覧』
- ・十和田商工会議所 TMO 室，2004，『TMO 情報』
- ・日本建築学会，2005，『中市街地活性化とまちづくり会社』 丸善株式会社
- ・日本政策投資銀行地域企画チーム，2001，『中心市街地活性化のポイント』 ぎょうせい
- ・八田節也，1998，『勝ち残る商店街 市街地活性化のデザイン 』 中央経済社
- ・山本恭逸，2006，『コンパクトシティ 青森市の挑戦 』 ぎょうせい
- ・三谷真・浜田恵三・神戸一生，2005，『都市商業とまちづくり』 税務経理協会

< 参考 HP >

青森県立美術館 <http://www.aomori-museum.jp/ja/>

会計検査院 <http://www.jbaudit.go.jp/>

経済産業省 <http://www.meti.go.jp/>

国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/>

総務省 <http://www.soumu.go.jp/>

中小企業庁 <http://www.chusho.meti.go.jp/>

十和田市 <http://www.net.pref.aomori.jp/city/towada/>

十和田商工会議所 <http://www.towada.or.jp/>

日本商工会議所 <http://www.jcci.or.jp/>